【理念】

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないことを基本理念とする。

- 1 緊急・やむを得ない場合の3原則 ⇒ 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の3つの要件を満たすことが必要である。
- (1) 切迫性 ~ 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - (2) 非代替性~ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に事態を収拾する方法がないこと。
- (3) 一時的 ~ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 2 身体的拘束に該当する具体的行為 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為は以下のとおり。
 - (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないよう、又は皮膚をかきむしらないよう、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y 字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

【基本方針】

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束を適正化することを目的として「身体拘束適正化検討委員会」を設置し、虐防止委員会と一体的に設置・運営する。

(2) 身体拘束及び行動制限の原則禁止

当事業所では、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及びその行動制限を原則禁止とする。

- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため の措置としてやむを得ず身体拘束を行う場合については、切迫性・非代替性・一時性
- の3要件により身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ 早期に拘束を解除すべく努力する。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。② 言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保するため、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。

3 身体拘束発生時対応・報告に関する基本方針

- (1) 対応⇒当事業所においては、何らかの原因で3要件に該当する事案が発生した場合、管理者等の判断を得て身体拘束を行うことになるが、可能な限り本人を落ち着かせ、身体拘束を避ける努力をする。やむを得ず身体拘束を行った場合には、次の項目について具体的に本人及び家族等に説明し、書面で確認を得る。
- (2) 報告⇒緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録する。
- 4 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した利用者への対応を徹底し、職員教育を実施する。

- (1) 年1回以上の定期的な教育・研修の実施(行政等他機関による研修を含む。)
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- 5 利用者等に対する当該指針の閲覧

当事業所の身体拘束適正化のための指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表する。

6 その他の身体拘束等の適正化推進のための基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員の すべてが身体拘束の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくす取り組みをしなければならな い。

附則

本指針は、令和4年9月1日より施行する。